



泉佐野商工会議所 × KECC共催セミナー

労働法改正に伴う雇用・労務管理のポイント ～カスハラ、セクハラに対する雇用管理上の措置を中心に～

日時

2026年12月4日(金) 14:00-15:30 (13:45 受付開始)

会場

泉佐野商工会議所 会議室 泉佐野市市場西3丁目2-34

【アクセス】南海本線「泉佐野」駅 500m

定員

15名

参加費

無料

お申し込み▼

裏面に必要事項をご記入いただき、FAXにて
泉佐野商工会議所へお申し込みください。

FAX:072-463-8780

※ 企業の経営者、人事労務担当者など、ご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10	◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
14:10~15:00	労働法改正に伴う雇用・労務管理のポイント ～カスハラ、セクハラに対する雇用管理上の措置を中心に～ 2026年10月1日より、「カスタマーハラスメント(カスハラ)」および「求職者等に対するセクシュアルハラスメント(就活セクハラ)」に関する法改正があり、企業には新たにそれらのハラスメント防止措置を講じることが義務化されます。また、女性の職業生活における活躍に関する取組の情報公表の項目が拡大されました。本セミナーでは、これら法改正のポイントを分かりやすく解説するとともに、カスハラ・就活セクハラの実態や具体例、さらに企業として講じるべき防止措置について実務者目線でわかりやすく解説いたします。  登壇者: 藤田 忠樹 氏 KECC相談員／社会保険労務士(スカイ社労士・行政書士事務所) 大学卒業後、住宅建材総合メーカーにて総務・人事を経験する。その後、地方自治体に入職し約24年にわたり許可の審査、条例の立案、対外折衝や人事労務管理を経験する。地方自治体を早期退職後、社会保険労務士事務所を開業し中小企業の人事労務業務の支援を行う。また厚生労働省大阪労働局にて約3年間、総合労働相談員として年間約1,500件の相談に対応。さまざまな経験を通して、今一番最適と思える解決方法を探し出すことを得意とする。
15:00~15:20	質疑応答 *事前質問にもお答えします
15:20~15:30	◆ 大阪府からのお知らせ

主催【お問い合わせ先】

泉佐野商工会議所

〒598-0006 泉佐野市市場西3丁目2-34
【対応時間】月曜～金曜の9時から17時(祝日・お盆・年末年始を除く)
【アクセス】南海本線「泉佐野駅」徒歩約6分
【お問い合わせ】TEL: 072-462-3128

協力

大阪府 (阪南地域労働ネットワーク事業)

共催

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター(KECC)

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館
ナレッジキャピタル8階K827号室
【相談対応時間】月曜～金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)
【アクセス】JR大阪駅 中央北口より徒歩10分
【お問い合わせ】TEL: 06-6136-3194
(本事業は厚生労働省より株式会社パソナが受託し、運営しています)

HPはコチラ▼



**【12月4日開催】労働法改正に伴う雇用・労務管理のポイント
～カスハラ、セクハラに対する雇用管理上の措置を中心に～
【参加申込書】**

事業所名	
業 種	
所在地	
T E L	
F A X	
受講者名	
受講者名	
事前アンケートにご回答ください* *関西圏雇用労働相談センター作成の事前アンケートフォームです。 本セミナー実施のために使用する2～3分でご回答いただけるアンケートです。 セミナー時間内で可能な限りコメントやご回答させていただきます。 https://forms.cloud.microsoft/r/u6yWaXUmD0 	